



十二 発行価格  
十一 利率  
十 経過利子

額面金額百円につき百円十七銭  
年一・九パーセント  
年金積立金管理運用独立行政法  
人の理事長は、払込金額に加え、  
次の算式により算出した金額を  
第十八号に規定する期日に払い  
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{30}{365}}$$

十三 初期利子

平成十九年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五 償還期限  
十六 償還金額  
十七 元利支  
十八 払込期日

平成二十九年六月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
平成十九年七月二十日